

(別記第16号様式) *両面印刷

従事先変更届兼指定施設証明書

(西暦)

年 月 日

東京都社会福祉協議会会長 様

修学生番号
住所 〒 -

氏名 ㊞
TEL - -

下記のとおり従事先を変更したので届け出ます。

変更前 従事先	名称	施設名： (法人名：)
	施設所在地	〒 - TEL - -
	異動・退職日 ※4	(西暦) 年 月 日

(↑以上は修学生が記入)

(↓以下は従事先施設が記入・証明)

変更後 従事先	名称	施設名： (法人名：)	
	施設等種別 ※1	◆幼稚園の場合、要件(※1)を確認し該当した→ <input type="checkbox"/>	職種 ※2
	施設所在地	〒 - TEL - -	
	異動・就職日 ※4	(西暦) 年 月 日	雇用形態 常勤・非常勤
所在地が都外等対象外、施設等種別が対象種別以外(※1)、		法人の都合により上記(勤務地・施設・	
職種が対象職種以外(※2)の場合 ※3		職種)に配属した→ はい・いいえ	

※1 本事業の対象種別でない場合、※3を必ずご記入ください。修学生と裏面をご確認ください。

※2 「保育士」、「保育教諭」、「児童の保護」以外の場合、※3を必ずご記入ください。修学生と裏面をご確認ください。

※3 施設所在地、※1、※2が対象外の場合、必ずご記入ください。修学生と裏面をご確認ください。

※4 「異動・退職日」と「異動・就職日」が、月を単位に継続している必要があります。継続していない場合で他の猶予理由に該当しない場合は返還になります。

保育士業務従事証明書

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

東京都社会福祉協議会会長 様

新従事先

管理者職名

氏 名

社判

※法人名と施設名どちらの証明でも構いません(押印は必須)。

※派遣の場合、派遣元と派遣先どちらの証明でも構いません。

※この様式で証明を得ることが難しい場合は、施設長等が発行する勤務証明書に代えることができます。

(別記第16号様式裏面)

※修学生におかれましては、従事先施設への依頼時等に本裏面をご活用ください。従事先に証明を依頼するときは先に上部の氏名等をご自身でご記入ください。

※従事先施設におかれましては、証明に際し必要に応じてご確認をお願いします。

<保育士修学資金とは>

保育士養成施設の学生に修学資金を貸付けて修学を容易にすることにより、保育士の養成・確保に資することを目的とする制度です。養成施設卒業後1年以内に保育士登録を行い、東京都内の従事先施設等で5年間継続して保育士業務に従事した場合に返還が免除されます。

<従事先変更届兼指定施設証明書について>

本様式は修学生（本制度を利用した本人）の従事先施設が変更（同じ法人内の異動を含む）になった場合に、変更後の従事先の証明を受けた上で、修学生が東京都社会福祉協議会に提出するものです。従事先施設におかれましては証明にご協力をいただきたく、お願いいたします。

<施設等種別（※1）について>

本事業の対象種別か否かが、別様式「返還猶予申請書」の猶予理由や猶予の申請可否に影響するため、該当しているかご確認をお願いします。具体的な対象種別は、東京都福祉人材センターのWebページに掲載している「申込みのしおり」の「従事先施設等一覧」にて確認することができます。

例えば、「認可保育所」、「認証保育所」、「認可外保育所」、「認定こども園」は対象です（その他の対象種別については「従事先施設等一覧」参照）。「幼稚園」の場合は預かり保育の常時実施等細かな追加要件がありますので、必ず「従事先施設等一覧」をご確認ください。

◆東京都福祉人材センターWeb ページ（保育士修学資金）ご案内◆

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/kashitsuke-hoiku.html>

- ① 「フクシロウ」で検索し、人材センターホームページのトップページを開く
- ② 下にスクロールして「福祉人材のための資金貸付事業」というピンクの枠をクリック
- ③ 資金一覧から「保育士修学資金」をクリック
- ④ PDFで掲載されている「申込みのしおり」を確認

<職種（※2）について>

本事業の対象職種か否かが、別様式「返還猶予申請書」の猶予理由や猶予の申請可否に影響するため、該当しているかご確認をお願いします。保育士業務以外（例えば調理、事務等）で従事している場合は対象外に該当します。職種欄を「保育士」、「保育教諭」、「児童の保護」として証明できない場合（「保育士」、「保育教諭」、「児童の保護」の業務に従事していない場合）は対象外に該当します。

<法人都合か否かの確認（※3）について>

施設等種別（※1）と職種（※2）の対象については上記のとおりです。施設所在地については、「都内」・「岩手県、宮城県、福島県、熊本県（被災県）」・「全国の国立児童自立支援施設」のみが対象になりますので、該当しない場合、※3を必ずご記入ください。

なお、本人の希望により各種対象外に配属した場合（「いいえ」に該当する場合）、別様式「返還猶予申請書」の対象外となりますので、本様式を提出する必要はありません。「いいえ」の場合、修学生は基本的に返還になります。